

前川 3 丁目町会々館運営規定

(名 称)

第 1 条 本会館は前川 3 丁目町会会館と称する。

(目 的)

第 2 条 町会員の出資によって建設された、前川 3 丁目町会会館(以下会館と云う)は、全町会会員等しく広く開放し、町会に関する会合はもとより町会会員相互の、親睦、交流、教養、文化の向上、並びに福祉の増進等に使用するものとする。

(管理運営)

第 3 条 2 条の目的を円滑に運営するため、且つ健全な管理を行うため会館に管理責任者及び運営委員会を設ける。

(2) 会館運営に伴う費用は、会館使用料を当て、不足が生じた場合は町会、会計より充当する。

(管理責任者)

第 4 条 本会館の管理責任者は町会長とし、館全般を統轄する。

(2) 地区管理責任者は地区長が当たる。

(運営委員会)

第 5 条 本会館の運営は運営委員がこれに当り、運営委員は町会役員より若干名を選出し、町会の年度総会において承認を受けるものとする。

(2) 運営委員の構成は委員長に町会長、副委員長に副町会長、委員には監事、会計、総務、地区長、各部の部長を当てる。

(任 期)

第 6 条 運営委員の任期は 2 ヶ年とし、再任を妨げない。

(会議)

第 7 条 運営委員は会館の運営上必要と認めたとき委員長が招集し、適時開催する。

(2) 会議は出席委員の過半数の同意により決する。

(使用の申し込み)

第 8 条 会館使用の申し込みは、使用 3 日前までに届け出ること。

(使用の優先)

第 9 条 町会役員会、諸行事、並びに町会の慶弔(会食のみ)災害等緊急事態が生じた場合は会館の使用を優先する。

(会館の使用料)

第 10 条	時 間	使用料
午 前 の 部	8 時 30 分～12 時	¥1,500 円
午 後 の 部	12 時 ～ 17 時	¥2,000 円
夜 の 部	17 時 ～ 21 時	¥3,000 円

(使用の義務)

第 11 条 会館を使用するものは、次の各項の規則を守らなければならない。

- (2) 使用申し込みは原則として 3 日前までに所定の申し込み書に、その目的及び使用室名、利用人員を記入の上、使用料を添え班長を通じて地区長に申し込みをすること。
- (3) 地区外の者は、直接運営委員長に申し込むこと。
- (4) 本館を使用する者は、運営委員長の指示に従い、戸締まり、火災等に注意し整理整頓をし、現状に復することを使用義務とする。
- (5) 使用者は故意、又は過失により、施設、備品等を破損或いは滅失した場合は何人の所属であっても使用責任者は現状に復するか運営委員会の裁定する額を弁償しなければならない。
- (6) 使用者は会館周囲の人にご迷惑とならないように充分配慮すると共に風紀、良俗に留意すること。

(備品の内容)

第 12 条 テント、テーブル

(備品の貸し出し)

第 13 条 貸し出しの申し込みは原則として 2 日前までに所定の申し込み書に、その目的及び使用備品等の数量を記入の上、使用料を添え班長を通じて地区長に申し込むこととする。

(備品の使用料)

第 14 条 備品の使用料は数量に関係なく、2 日間、¥2,000 円とする。

(搬出、搬入)

第 15 条 搬出、搬入は必ず地区長(班長)立ち合いの上で搬出、搬入を行ってください。